

令和2年門審第7号

裁 決
漁船A転覆事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

平成31年4月5日16時00分

山口県通漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 1.1トン

登 録 長 6.43メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 33キロワット

3 事実の経過

Aは、船尾部に操舵区画を配し、同区画の右舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置を、同区画の左舷側に魚群探知機能付きのGPSプロッターをそれぞれ装備した、採介藻漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、平成31年4月5日14時00分通漁港を発し、山口県大島南方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、14時20分前示漁場に到着して操業を始め、約450キログラムの海藻を採取して操業を終え、海藻を収納した長さ0.81メートル幅0.55メートル高さ0.33メートルのプラスチック製容器（以下「容器」という。）4個及び長さ0.57メートル幅0.37メートル高さ0.28メートルの容器1個を操舵区画前方の甲板上に固縛しないまま積載し、15時40分同漁場を発進して帰途に就いた。

ところで、a受審人は、当日午前中にテレビの天気予報で気象情報入手したものの、03時54分山口県長門市に強風、波浪注意報が発表されていたことを知らなかった。

漁場を発進するに先立ち、a受審人は、折から風速毎秒5メートルないし6メートルの南西風が吹き、波高1.0メートルないし1.5メートルの波がある状況下、高起した波を受けると、船体が動揺し、甲板上の容器が片舷に移動して船体が大傾斜するおそれがあったが、今までの経験から船体が動揺しても容器が移動することはなかったもので、当時の風浪くらいなら容器が移動することはないものと思い、容器をロープで固縛するなど、容器の移動防止措置を十分にとらなかった。

a受審人は、操舵区画の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、15時54分半少し過ぎ通港北沖防波堤灯台から217度（真方位、以下

同じ。) 940メートルの地点で、針路を014度に定め、5.0ノットの速力(対地速力、以下同じ。)で、手動操舵により進行した。

こうして、a受審人は、同じ針路及び速力で続航中、16時00分僅か前通港北沖防波堤灯台から272度400メートルの地点で、左舷側から高起した波を受けて、船体が動揺し、甲板上の容器が右舷側に移動して船体が右舷側に傾斜し、さらに左舷側から波を受けて右舷側に大傾斜し、16時00分通港北沖防波堤灯台から274度400メートルの地点において、Aは、船首が039度を向いたとき、原速力のまま、復原力を喪失して右舷側に転覆した。

当時、天候は晴れで風力5の南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期で、長門市に強風、波浪注意報が発表され、付近には波高約2メートルの波があった。

その結果、機関等に濡損を生じ、僚船にえい航されて通漁港に引き付けられ、のち廃船処分された。また、a受審人及び甲板員は、僚船に救助された。

(原因及び受審人の行為)

本件転覆は、長門市に強風、波浪注意報が発表されている状況下、大島南方沖合の漁場を発進する際、容器の移動防止措置が不十分で、通漁港に向けて帰航中、左舷側から高起した波を受け、船体が動揺し、甲板上の容器が右舷側に移動して船体が右舷側に傾斜し、さらに左舷側から波を受けて右舷側に大傾斜し、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a受審人は、長門市に強風、波浪注意報が発表されている状況下、大島南方沖合の漁場を発進する場合、高起した波を受けると、船体が動揺し、甲板上の容器が片舷に移動して船体が大傾斜するおそれがあったか

ら、容器をロープで固縛するなど、容器の移動防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、今までの経験から船体が動揺しても容器が移動することはなかったもので、当時の風浪くらいなら容器が移動することはないものと思い、容器の移動防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、通漁港に向けて帰航中、左舷側から高起した波を受け、船体が動揺し、甲板上の容器が右舷側に移動して船体が右舷側に傾斜し、さらに左舷側から波を受けて右舷側に大傾斜し、復原力を喪失して転覆する事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 8 月 5 日

門司地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也